

(参考) 令和8年度(2026年度)に新規認定を取得した案件の発電側課金相当額

※リプレースにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

(1) 太陽光発電設備

10kW未満	地上設置 10kW以上50kW未満	地上設置50kW以上 入札対象範囲外	屋根設置 10kW以上	地上設置 250kW以上
0.38円/kWh	0.82円/kWh	0.91円/kWh	1.43円/kWh	0.91円/kWh

(2) 風力発電設備

陸上風力50kW未満	陸上風力50kW以上	着床式洋上風力	浮体式洋上風力
0.69円/kWh	0.69円/kWh	0.68円/kWh	0.68円/kWh

(3) 地熱発電設備

1,000kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	30,000kW以上
0.43円/kWh	0.43円/kWh	0.43円/kWh

(4) 水力発電設備

200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000kW以上5,000kW未満	5,000kW以上30,000kW未満
0.47円/kWh	0.47円/kWh	0.48円/kWh	0.53円/kWh

(5) バイオマス発電設備

一般木材等 2,000kW未満	一般木材等 2,000kW以上10,000kW未満	未利用材 2,000kW未満	未利用材 2,000kW以上	建設資材廃棄物	一般廃棄物 その他バイオマス	メタン発酵 バイオガス
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.38円/kWh	0.46円/kWh	0.40円/kWh

※発電側課金相当額の算定方法については、令和6年度以降の調達価格等に関する意見(2024年2月7日)において取りまとめ。

※地熱発電(1,000kW以上30,000kW未満)については、調達価格/基準価格の算定にフォーミュラ方式を採用していることを踏まえ、発電側課金相当額を計算するにあたっては、設備利用率を1,000kW未満と30,000kW以上の価格算定に使用した諸元の平均値とする。